

六

と比率よりしきりに輸入労工が糸織工場二月一日迄の吸き要水を
八錢より「半月」一日三十錢の日給の時より新工場より
織機を求めるより二月一日の賃賄支給日より織工場半月の日給三十
一月廿六日工場主が民工奉仕中止を以て織工場の事務を歟へア

一 目 次

至昭和十一年二月二日

御印押付

一 年始發送会員賛同書

一 年始發送会員賛同書 兼二名 文一十名(全業員共三文二三)

一 豊橋市喜田町喜田 岩古屋出張所

解 決 條 件

一 事業主は争議團側に金百五十八圓を支給し争議團は下半期の各職
工成績に依り按分に分配すること

財團 協調會名古屋出張所

上半期は一日平均實收入一人當り三十八錢なりしも下半期は三十錢
にして八錢安となりる爲上半期同様一日三十八錢宛に支給すべく
單價生糸出來高十匁に對する工賃二錢二厘を上半期並の二錢六厘と
して支拂はれたし。

然し工場主はこれを認容せず鮮人古物商組合長、張學出に其の調停
を依頼したるも一致點を見出し得ず翌二日工場主は所轄豊橋署に調
停を依頼するところがあり左の條件にて解決した。